

議案第 1 号

令和 7 年度和歌山市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度和歌山市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9 4 , 5 6 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 2 , 1 7 1 , 4 8 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		18,600,000	85,062	18,685,062
	1 地方交付税	18,600,000	85,062	18,685,062
15 国庫支出金		39,361,993	44,627	39,406,620
	1 国庫負担金	27,524,017	934	27,524,951
	2 国庫補助金	3,485,772	6,486	3,492,258
	3 国庫交付金	8,327,682	34,875	8,362,557
	4 国庫委託金	24,522	2,332	26,854
16 県支出金		12,989,374	2,770	12,992,144
	2 県補助金	2,819,758	2,770	2,822,528
18 寄附金		2,887,040	3,066	2,890,106
	1 寄附金	2,887,040	3,066	2,890,106
19 繰入金		1,146,068	△36,249	1,109,819
	1 基金繰入金	1,037,211	△36,249	1,000,962
21 諸収入		2,626,378	3,391	2,629,769
	7 雑入	1,186,090	3,391	1,189,481
22 市債		7,432,800	91,900	7,524,700
	1 市債	7,432,800	91,900	7,524,700
歳入合計		161,976,916	194,567	162,171,483

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		13,055,101	14,382	13,069,483
	1 総 務 管 理 費	8,108,792	2,161	8,110,953
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	793,995	2,332	796,327
	7 文 化 ス ポ ー ツ 費	1,200,850	9,889	1,210,739
3 民 生 費		80,347,983	18,365	80,366,348
	1 社 会 福 祉 費	33,340,248	18,365	33,358,613
4 衛 生 費		9,804,188	34,055	9,838,243
	1 保 健 衛 生 費	4,265,497	11,807	4,277,304
	3 環 境 保 全 費	446,388	22,248	468,636
5 農 林 水 産 業 費		1,038,880	380	1,039,260
	1 農 業 費	748,966	380	749,346
6 商 工 費		3,850,173	25,015	3,875,188
	2 観 光 費	975,144	25,015	1,000,159
7 土 木 費		9,851,421	2,977	9,854,398
	7 下 水 道 費	563,692	2,977	566,669
8 消 防 費		5,417,881	3,456	5,421,337
	1 消 防 費	5,417,881	3,456	5,421,337
9 教 育 費		10,352,102	72,666	10,424,768
	1 教 育 総 務 費	2,321,193	990	2,322,183
	2 小 学 校 費	2,834,994	71,676	2,906,670
12 諸 支 出 金		9,007,020	23,271	9,030,291
	1 公 営 企 業 費	8,793,511	23,271	8,816,782
歳 出 合 計		161,976,916	194,567	162,171,483

第2表

債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小学校給食民間委託事業	令和8年度 令和10年度	622,827
合 計		622,827

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
若竹学級運営委託事業	令和8年度 令和10年度	1,922,070
合 計		1,922,070

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
学校給食第一共同調理場調理業務委託事業	令和8年度 令和10年度	133,475
合 計		133,475

第3表

地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小学校施設解体撤去事業	64,500	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入については、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	64,500			

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
和歌山城公園整備事業	5,500	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入については、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	6,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入については、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
下水道施設管理事業	21,000	〃	〃	〃	23,900	〃	〃	〃
水道事業会計出資金	864,800	〃	〃	〃	888,000	〃	〃	〃
計	7,432,800				7,460,200			

議案第 2 号

令和 7 年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 0 5 , 4 2 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 , 3 1 3 , 3 4 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		249,513	76,627	326,140
	1 国庫交付金	249,513	76,627	326,140
6 市債		573,700	728,800	1,302,500
	1 市債	573,700	728,800	1,302,500
歳入合計		1,507,914	805,427	2,313,341

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場費		1,300,990	805,427	2,106,417
	1 卸売市場費	1,300,990	805,427	2,106,417
歳出合計		1,507,914	805,427	2,313,341

第2表

地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
卸売市場整備事業	573,700	証書借入又は債券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	1,302,500	証書借入又は債券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	573,700				1,302,500			

議案第3号

令和7年度和歌山市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度和歌山市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度和歌山市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号を次のように改める。

(4) 主要な建設改良事業

配水管整備事業 3,922,536 千円

配水施設整備事業 323,681 千円

原浄水施設新設改良事業 1,426,099 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,955,846千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,969,857千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額485,391千円、過年度分損益勘定留保資金202,449千円、当年度分損益勘定留保資金2,901,492千円及び当年度利益剰余金処分額366,514千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額493,853千円、過年度分損益勘定留保資金328,523千円、当年度分損益勘定留保資金2,901,492千円及び当年度利益剰余金処分額245,989千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業資本的収入	4,375,871 千円	79,071 千円	4,454,942 千円
第1項 企 業 債	3,099,300 千円	55,800 千円	3,155,100 千円
第2項 出 資 金	864,886 千円	23,271 千円	888,157 千円
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出	8,331,717 千円	93,082 千円	8,424,799 千円
第1項 建 設 改 良 費	5,613,336 千円	93,082 千円	5,706,418 千円

第4条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配 水 管 整 備 事 業	千円 2,188,400	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配 水 施 設 整 備 事 業	71,700			
施 設 整 備 事 業	895,000			

第5条 予算第11条中「366,514千円」を「245,989千円」に改め、次のように
処分するものとする。

(1) 減債積立金 245,989千円

令和7年9月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

議案第4号

令和7年度和歌山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度和歌山市公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度和歌山市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号を次のように改める。

(4) 主要な建設改良事業

管渠整備事業	3,106,066 千円
ポンプ場整備事業	888,759 千円
処理場整備事業	1,320,835 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,280,446千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,284,146千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額234,223千円、当年度分損益勘定留保資金3,894,337千円、繰越利益剰余金処分額257,425千円及び当年度利益剰余金処分額894,461千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額237,859千円、当年度分損益勘定留保資金3,894,337千円、繰越利益剰余金処分額257,425千円及び当年度利益剰余金処分額894,525千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業資本的収入	7,549,488 千円	36,300 千円	7,585,788 千円
第1項 企 業 債	3,974,000 千円	36,300 千円	4,010,300 千円
	支	出	
第1款 下水道事業資本的支出	12,829,934 千円	40,000 千円	12,869,934 千円
第1項 建 設 改 良 費	5,277,515 千円	40,000 千円	5,317,515 千円

第4条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	2,778,700 ^{千円}	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
公共下水道事業借換債	451,400			
資 本 費 平 準 化 債	780,200			

第5条 予算第11条中「1,151,886千円」を「1,151,950千円」に改め、次

のように処分するものとする。

(1) 減 債 積 立 金 1,151,950 千円

令和7年9月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

議案第5号

和歌山市教育機関支援等基金条例の制定について
和歌山市教育機関支援等基金条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市教育機関支援等基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の規定による認定を受けた和歌山市まち・ひと・しごと創生推進計画に記載のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同法第13条の3の寄附について同条の規定による課税の特例の適用があるものに限る。）のうち、本市と連携し、協力する教育機関等の支援及び教育関連事業の推進に要する経費の財源に充てため、和歌山市教育機関支援等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例
和歌山市印鑑条例（昭和 4 7 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 1 3 条中「第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 6 号）の施行の日から施行する。

議案第 7 号

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条
例

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の項を削り、同表 3 の項中「身体障害者手帳関係情報」を「身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）」に、「精神障害者保健福祉手帳関係情報」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）」に改め、同項を同表 2 の項とし、同表 4 の項を同表 3 の項とし、同表 5 の項中「児童扶養手当法」の次に「（昭和 36 年法律第 238 号）」を加え、同項を同表 4 の項とし、同表 6 の項を同表 5 の項とし、同表 7 の項中「介護保険法」の次に「（平成 9 年法律第 123 号）」を加え、「年金給付関係情報」を「国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」に改め、同項を同表 6 の項とし、同表 8 の項中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「（昭和 39 年法律第 134 号）」を加え、同項を同表 7 の項とし、同表 9 の項を同表 8 の項とし、同表中 10 の項から 14 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

和歌山市立中学校給食センター条例の制定について
和歌山市立中学校給食センター条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市立中学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、和歌山市立中学校における給食の調理等に関する業務を処理するため、中学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山市立中学校給食センター	和歌山市西浜1660番地の401

(管理)

第3条 給食センターは、教育委員会が管理する。

(職員)

第4条 給食センターに、センター長その他の必要な職員を置く。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第9号

和歌山市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市営住宅条例の一部を改正する条例
和歌山市営住宅条例（平成9年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「連帯保証人」を「者であって、緊急時に第61条第1項の市営住宅
監理員及び入居者と連絡ができる者（第3項において「緊急連絡人」という。）」に改め、同条
第3項中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改める。

別表第3 今福西の項を削り、同表岡崎の項中

昭和39年度	簡耐平家	を
	簡耐2階	
	中層耐火	

昭和39年度	簡耐平家	に、	昭和40年度	簡耐平家	を
	簡耐2階			簡耐2階	
				中層耐火	

昭和40年度	簡耐平家	に改める。
	簡耐2階	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に連帯保証人になった者の保証契約に係る保証債務については、なお従前の例による。

議案第10号

和歌山市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

和歌山市特定公共賃貸住宅条例（平成8年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「連帯保証人」を「者であって、緊急時に第22条第1項の住宅監理員及び入居者と連絡ができる者（第3項において「緊急連絡人」という。）」に改め、同条第3項中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に連帯保証人になった者の保証契約に係る保証債務については、なお従前の例による。

議案第 11 号

和歌山市改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市改良住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市改良住宅条例の一部を改正する条例

和歌山市改良住宅条例（平成 9 年条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「連帯保証人」を「者であって、緊急時に改良住宅監理員（第 27 条第 1 項の規定により準用する市営住宅条例第 61 条第 1 項の規定により任命されたものをいう。）及び入居者と連絡ができる者（次項及び第 17 条第 1 項第 1 号において「緊急連絡人」という。））」に改め、同条第 2 項中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改める。

第 17 条第 1 項第 1 号中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に連帯保証人になった者の保証契約に係る保証債務については、なお従前の例による。

議案第 12 号

和歌山市工業用水道条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市工業用水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市工業用水道条例の一部を改正する条例
和歌山市工業用水道条例（昭和 30 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。
第 22 条第 2 号を次のように改める。

（2）責任消費水量制

基本料金 責任消費水量 1 立方メートルにつき 13 円 64 銭

従量料金 責任消費水量以下で使用した水量 1 立方メートルにつき 4 円 40 銭

超過料金 責任消費水量を超えて使用した水量 1 立方メートルにつき 27 円 50 銭

ただし、従量料金の 1 月最低額は、1 日当たり 15 立方メートルに相当する額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 22 条第 2 号の規定は、令和 8 年 1 月 1 日以後に行うメーターの点検に係る料金から適用し、同日前に行ったメーターの点検に係る料金については、なお従前の例による。

議案第13号

和歌山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について
和歌山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例
(和歌山市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 和歌山市水道事業給水条例（昭和36年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、他の水道事業者から法第16条の2第1項の指定を受けた者が給水装置工事を施行することができる。この場合において、第2項の規定を準用する。

第31条第1項第1号及び第2号中「第10条第2項」の次に「（同条第4項において準用する場合を含む。）」を加える。

(和歌山市下水道条例の一部改正)

第2条 和歌山市下水道条例（昭和59年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「除く。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の公共下水道管理者の指定を受けた者に、排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。

(和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例（平成12年条例第132号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、他の公共下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）から指定を受けた者が排水設備の新設等を行うことができる。

(和歌山市地域污水处理施設条例の一部改正)

第4条 和歌山市地域污水处理施設条例（平成19年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、市長が必要と認めるときは、他の公共下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）から指定を受けた者が排水設備の新設等を行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 14 号

市道路線認定について

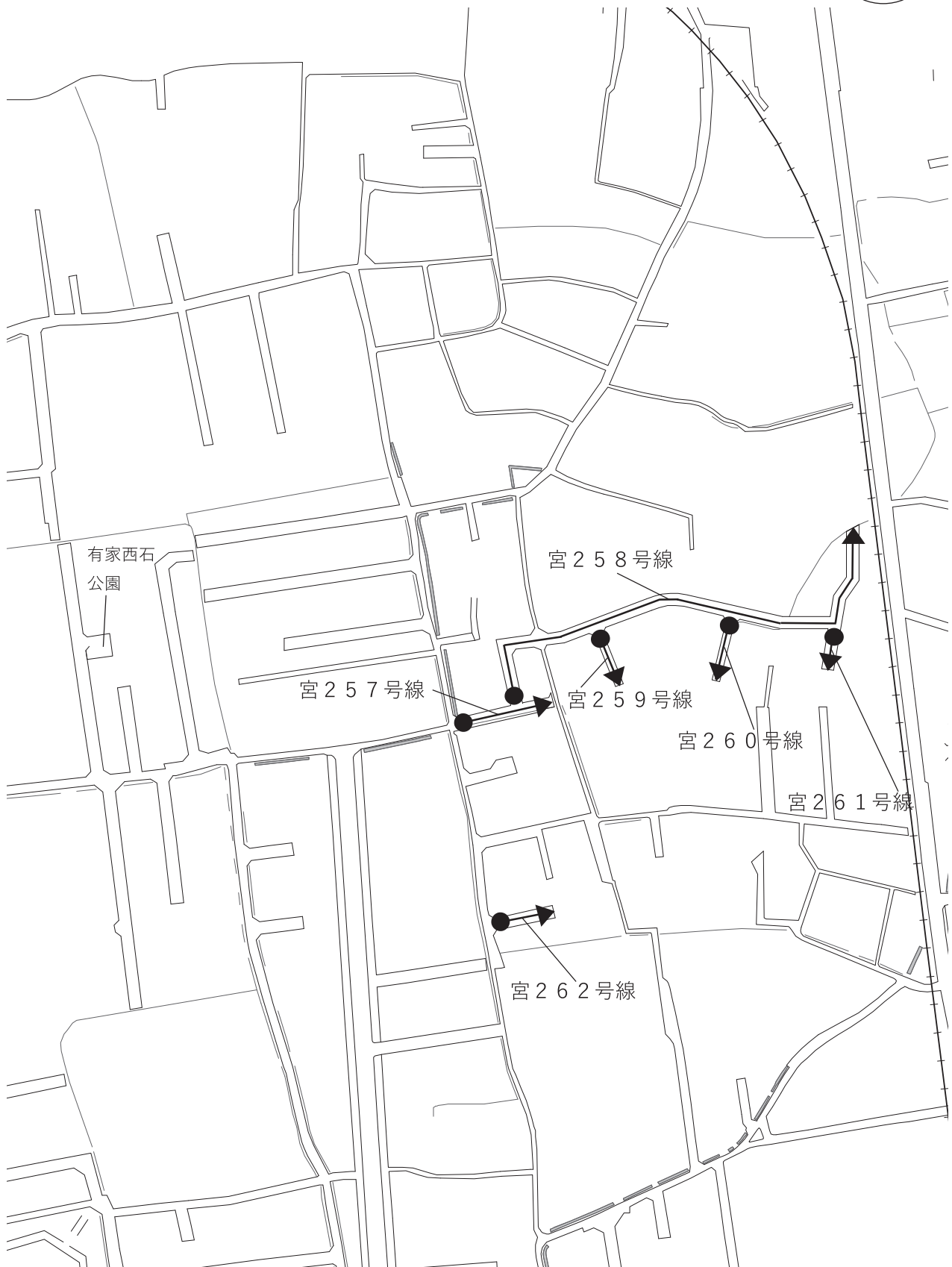
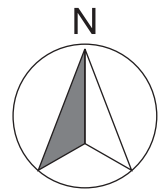
道路法第 8 条第 2 項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

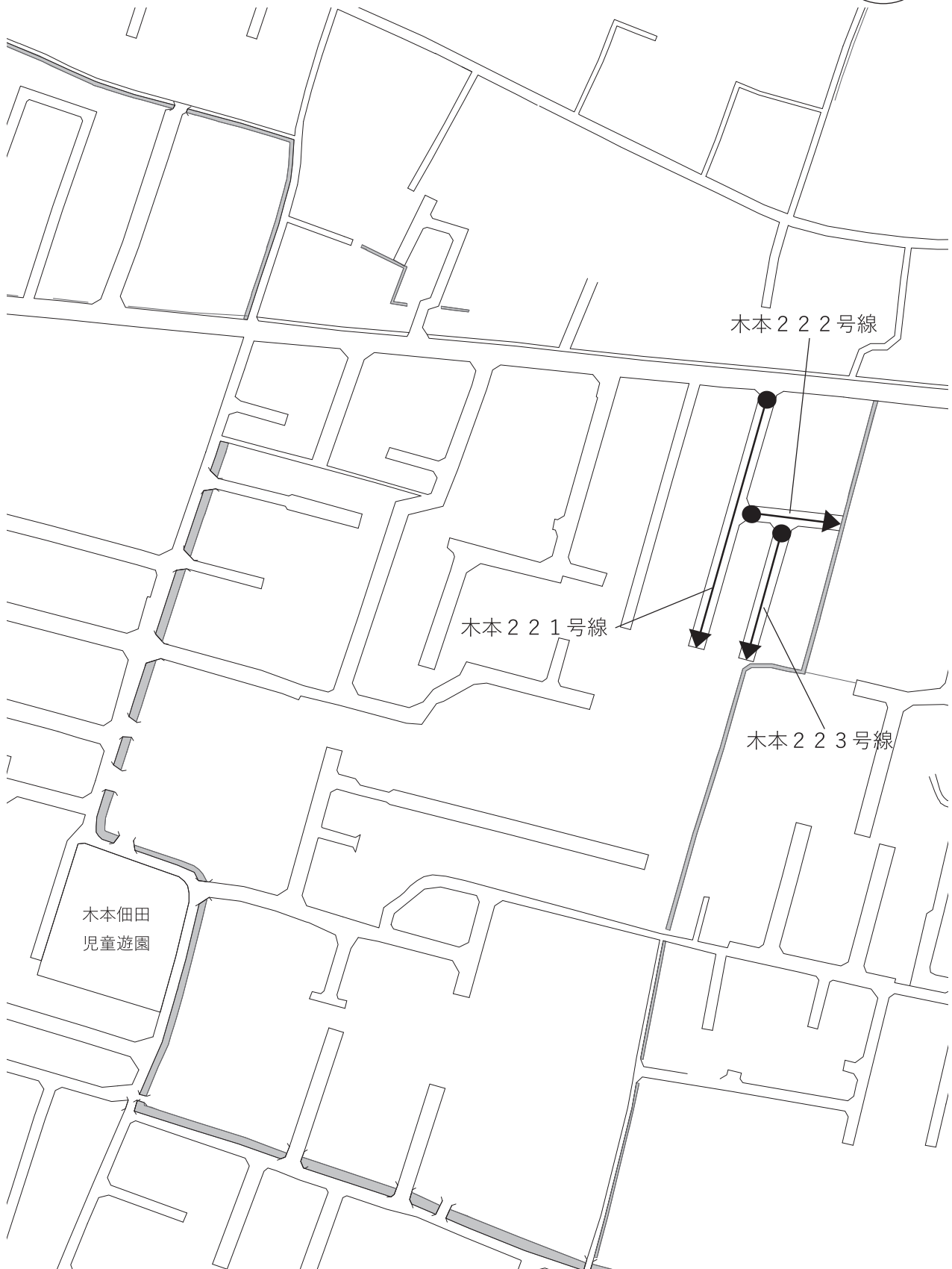
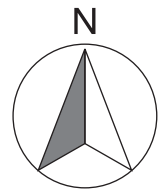
和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路 線 名	起 終 点	備 考
11-257	宮 257 号線	和歌山市有家 和歌山市有家	
11-258	宮 258 号線	和歌山市有家 和歌山市津秦	
11-259	宮 259 号線	和歌山市有家 和歌山市有家	
11-260	宮 260 号線	和歌山市有家 和歌山市有家	
11-261	宮 261 号線	和歌山市津秦 和歌山市津秦	
11-262	宮 262 号線	和歌山市有家 和歌山市有家	
21-221	木本 221 号線	和歌山市木ノ本 和歌山市木ノ本	
21-222	木本 222 号線	和歌山市木ノ本 和歌山市木ノ本	
21-223	木本 223 号線	和歌山市木ノ本 和歌山市木ノ本	
24-184	岩橋鳴神線	和歌山市岩橋 和歌山市鳴神	
27-105	和佐 105 号線	和歌山市布施屋 和歌山市布施屋	
28-257	安原 257 号線	和歌山市吉原 和歌山市吉原	
29-103	西山東 103 号線	和歌山市吉礼 和歌山市吉礼	
29-104	西山東 104 号線	和歌山市吉礼 和歌山市吉礼	
29-105	西山東 105 号線	和歌山市吉礼 和歌山市吉礼	
29-106	西山東 106 号線	和歌山市吉礼 和歌山市吉礼	
34-229	小倉 229 号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	
34-230	小倉 230 号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	
34-231	小倉 231 号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	

路線認定図



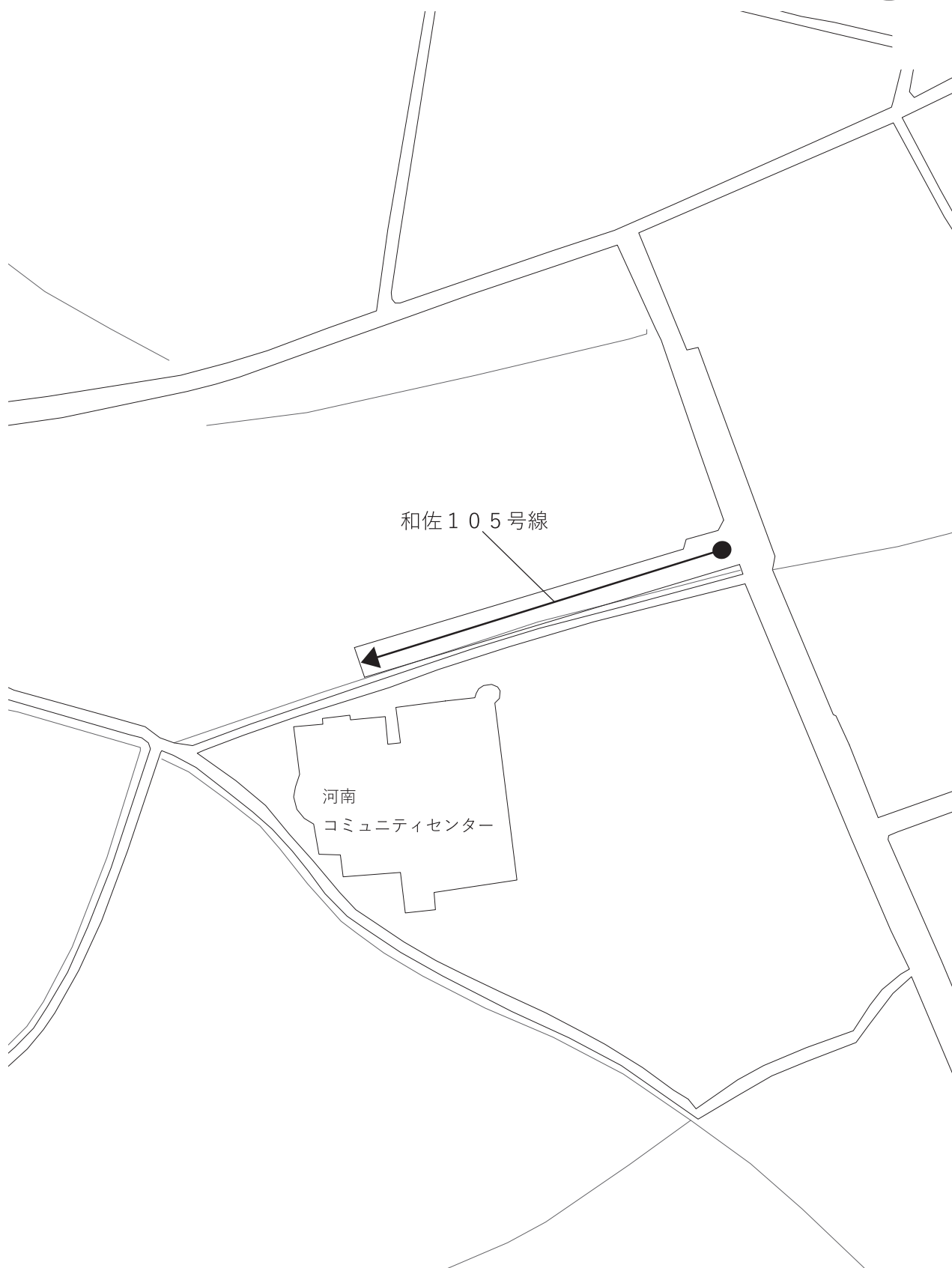
路線認定図



路線認定図



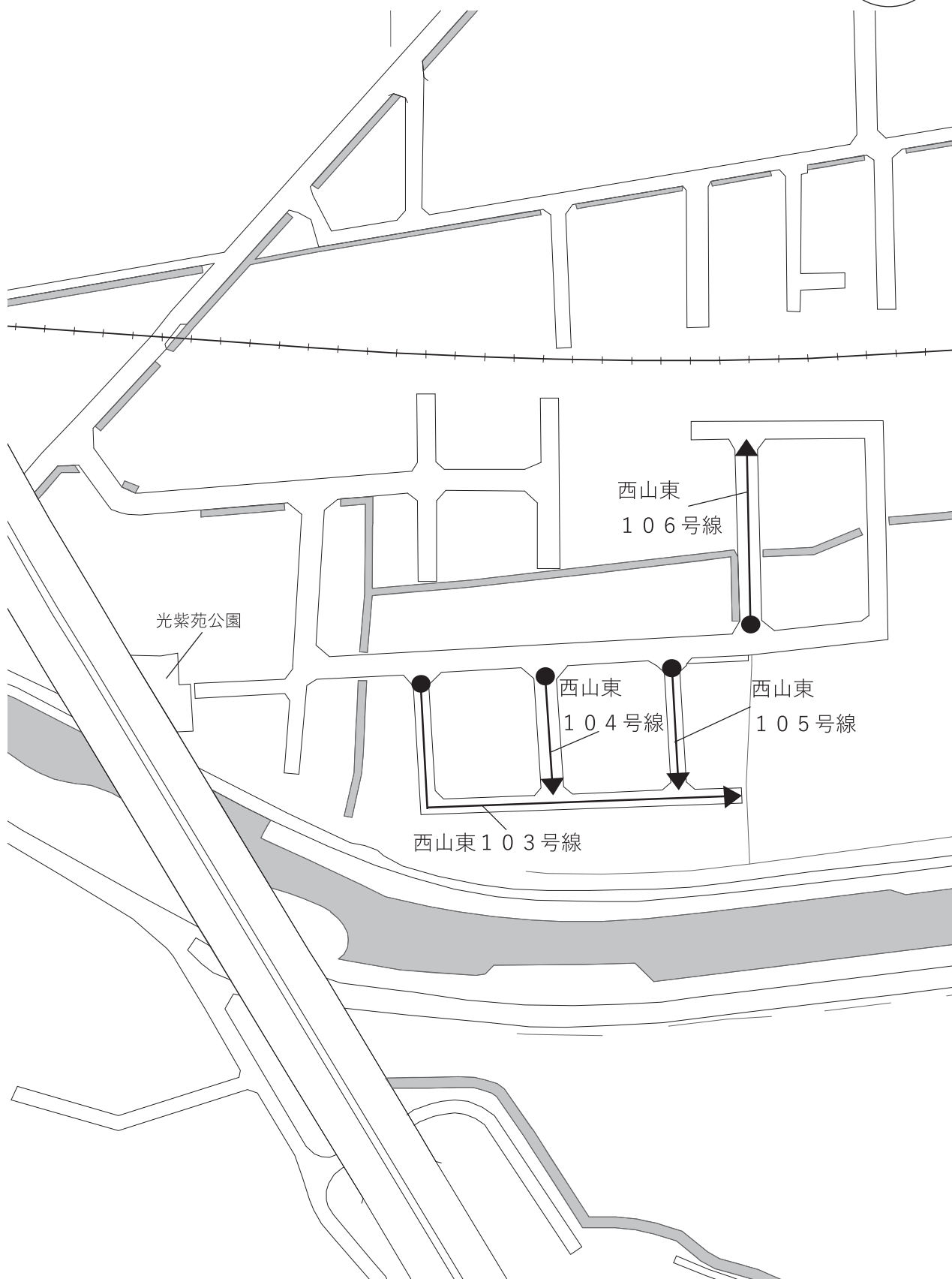
路線認定図



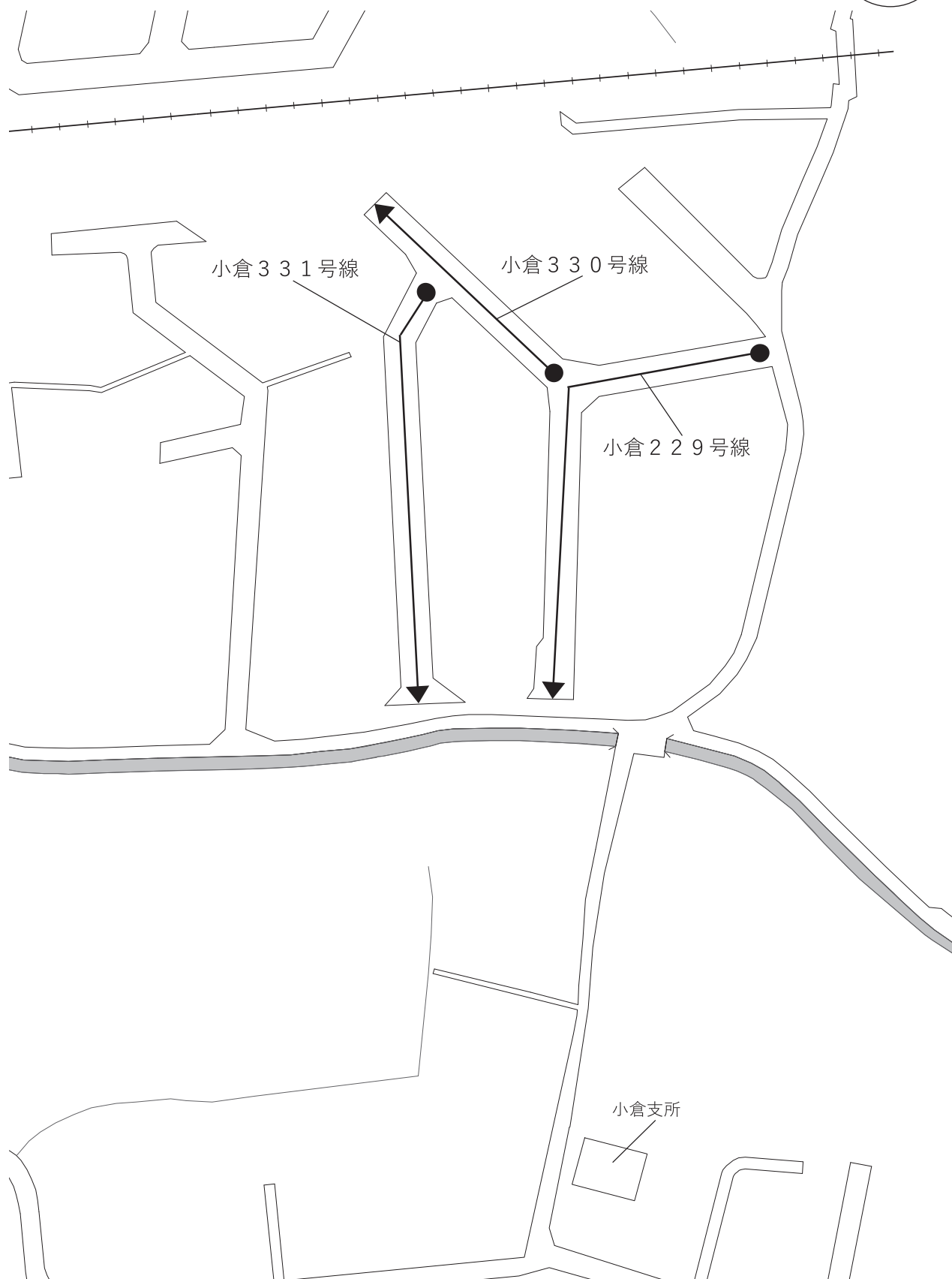
路線認定図



路線認定図



路線認定図



議案第 15 号

市道路線変更について

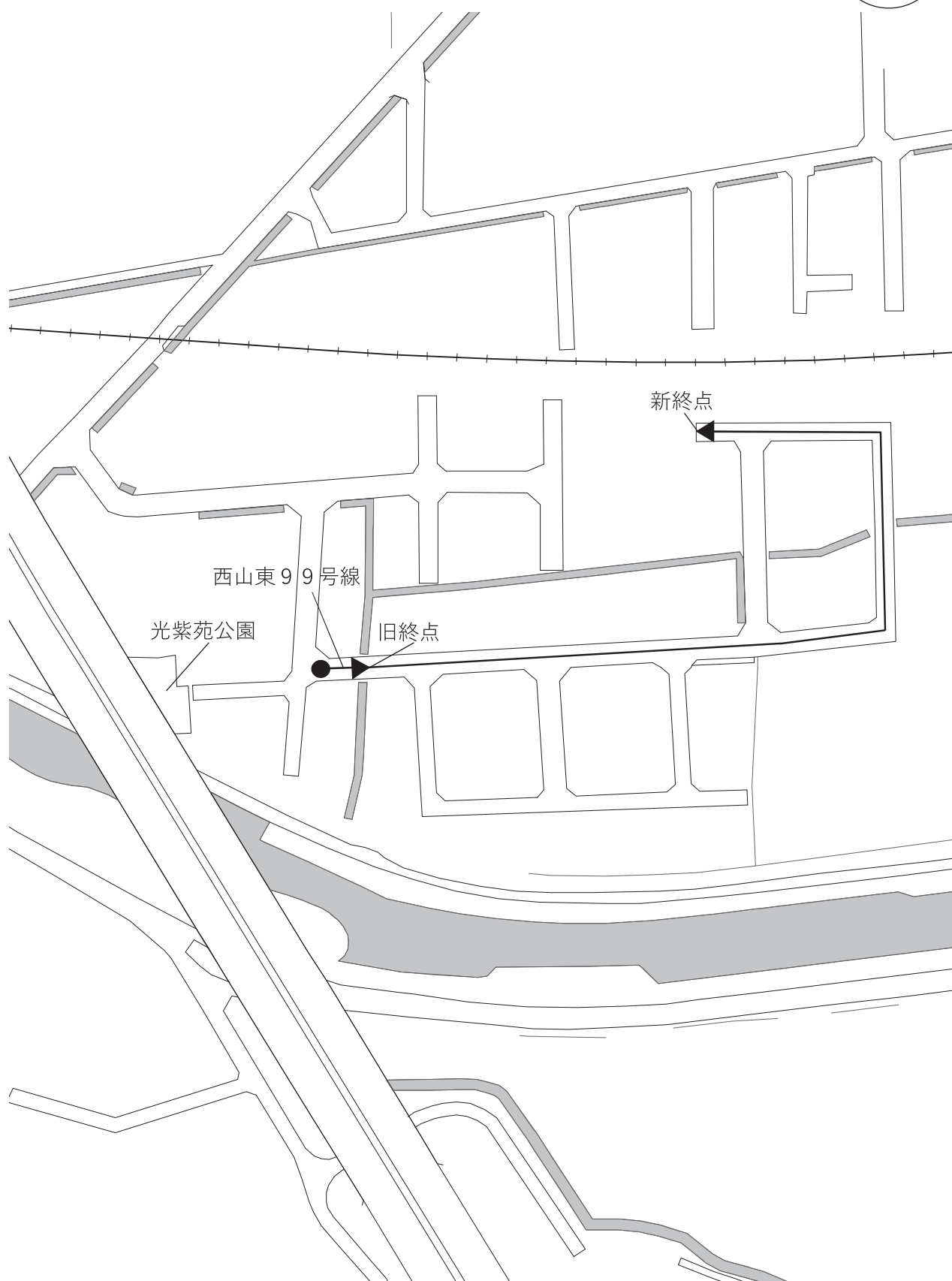
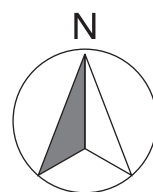
道路法第 10 条第 3 項の規定により市道の路線を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	旧新別	路 線 名	起 終 点 点	備 考
29-99	旧	西山東 99 号線	和歌山市吉礼 和歌山市吉礼	
	新	西山東 99 号線	和歌山市吉礼 和歌山市吉礼	終点の変更

路線変更図



議案第16号

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内に次の土地があらたに生じたことを確認する。

令和7年9月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

1 位置及び面積

和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1及び1660番462の地先公有水面埋立地

13.06平方メートル

2 埋立人 和歌山県

公有水面埋立地位置図



議案第 17 号

字の区域の変更について

地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市西浜字中川向ノ坪に編入する区域及び面積

和歌山市西浜字中川向ノ坪 1660 番 1 及び 1660 番 462 の地先公有水面埋立地

13.06 平方メートル

公有水面埋立地変更図



議案第 18 号

工事請負変更契約の締結について

令和 6 年 1 2 月 2 0 日に議会の議決を経た工事請負変更契約について、次のとおり変更契約を締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 2 号）第 1 1 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

工 事 名	中央卸売市場青果卸売場棟外建替工事
工 事 場 所	和歌山市西浜 1 6 6 0 番 4 0 1
変更前の請負代金額 変更後の請負代金額	2, 9 3 8, 0 5 6, 0 0 0 円 2, 9 7 3, 0 3 2, 7 0 0 円
契 約 の 相 手 方	和歌山市六番丁 2 6 番地 株式会社小池組 代表取締役 小 池 康 之
変 更 理 由	杭打設中に地中障害物が発見されたため撤去する必要が生じたことや、杭打機の設置にあたり軟弱地盤が発見されたため表層改良を行う必要が生じたことによる増額変更のため。

議案第 19 号

工事請負変更契約の締結について

令和 6 年 3 月 21 日に議会の議決を経た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和 39 年条例第 12 号）第 11 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

工 事 名	中学校給食センター整備運営事業建設工事
工 事 場 所	和歌山県和歌山市西浜字中川向ノ坪 1 6 6 0 番 4 0 1
変更前の請負代金額	4, 2 4 6, 7 6 8, 9 0 0 円
変更後の請負代金額	4, 4 1 3, 6 5 7, 8 6 6 円
契 約 の 相 手 方	三友・アサカワリフォーム特定建設工事共同企業体・ 中西・武田共同企業体 代表者 三友・アサカワリフォーム特定建設工事共同企業体 代表者 和歌山県和歌山市湊二丁目 1 2 番 2 7 号 三友工業株式会社 代表取締役社長 矢部 昌俊
変 更 理 由	賃金及び物価の変動に基づく請負代金額の増額変更及び環境低負荷型のエアコンの設置が義務化されたことに伴う増額変更のため。

議案第 20 号

物品購入契約について

高規格救急自動車の購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

1 契約の目的

物品の名称 高規格救急自動車

数 量 1 台

納入場所 和歌山市八番丁 12 番地
和歌山市消防局

2 契約の相手方 和歌山市和歌浦東三丁目 5 番 54 号

日産プリンス和歌山販売株式会社

代表取締役 島村 盛幸

3 契約金額 25,850,000 円

4 契約方法 一般競争入札

議案第 21 号

物品購入契約について

資機材搬送車の購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

1 契約の目的

物品の名称 資機材搬送車

数 量 1 台

納入場所 和歌山市八番丁 12 番地
和歌山市消防局

2 契約の相手方 和歌山市蔵小路 16 番地
有限会社和歌山防火協会
代表取締役 山本 幹哉

3 契約金額 24,310,000 円

4 契約方法 一般競争入札

議案第 22 号

令和 6 年度和歌山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度和歌山市水道事業会計未処分利益剰余金 129,925,341 円を資本金に組み入れるものとする。

令和 7 年 9 月 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

議案第 23 号

令和 6 年度和歌山市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度和歌山市工業用水道事業会計未処分利益剰余金 525,803,756 円のうち 402,738,945 円を建設改良積立金に積み立て、123,064,811 円を資本金に組み入れるものとする。

令和 7 年 9 月 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

議案第 2 4 号

令和 6 年度和歌山市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年度和歌山市公共下水道事業会計未処分利益剰余金 1, 3 4 8, 0 4 3, 4 3 9 円のうち 1, 1 1 1, 0 6 9, 5 7 8 円を減債積立金に積み立て、1, 0 9 0, 6 1 7, 8 6 1 円を資本金に組み入れるものとする。

令和 7 年 9 月 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

議案第 25 号

令和 6 年度和歌山市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度和歌山市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金 37,557,789 円のうち 19,608,679 円を減債積立金に積み立て、17,949,110 円を資本金に組み入れるものとする。

令和 7 年 9 月 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

議案第 26 号

令和 6 年度和歌山市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度和歌山市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金 31,709,585 円のうち 16,684,492 円を減債積立金に積み立て、15,025,093 円を資本金に組み入れるものとする。

令和 7 年 9 月 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓